

## オフセット・クレジット(J-VER)制度における手数料(案)

気候変動対策認証センター

### 1. J-VER 発行にかかる暫定手数料 (平成 21 年度)

申請手数料	森林施業計画 2 件まで	147,000 円 (税抜 140,000 円)
	市町村植林計画 3 件まで	
バンドリング手数料	森林施業計画追加	63,000 円/件 (税抜 60,000 円)
	市町村植林計画追加	42,000 円/件 (税抜 40,000 円)
登録手数料		105,000 円 (税抜 100,000 円)
認証発行手数料	固定部分[一回あたり]	21,000 円 (税抜 20,000 円)
	変動部分[発行量あたり]	84 円/tCO <sub>2</sub> (税抜 80 円/tCO <sub>2</sub> )

### 2. J-VER 登録簿にかかる手数料

口座開設手数料	21,000 円 (税抜 20,000 円)
残高証明書発行手数料	2,100 円 (税抜 2,000 円)
移転証明書発行手数料	2,100 円 (税抜 2,000 円)
無効化証明書発行手数料	10,500 円 (税抜 10,000 円)

### 振込先

みずほ銀行 (金融機関コード : 0001)

神谷町支店 (店番号 : 146)

口座種別 : 普通 口座番号 : 1177006

社団法人海外環境協力センター 気候変動対策認証センター

シヤ)カイガイカンキョウキョウリヨクセンター キコウヘンドウタイサクニンショウセンター

※制度の円滑な運営のため、暫定措置として実際の業務コストよりも低額に手数料を設定しております。

※消費税等は 5%で計算しておりますが、法改正によって税率が変更になった場合は、新税率を適用いたします。

## 森林管理プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件について

森林管理プロジェクトの申請について、各プロジェクト種類(間伐促進型プロジェクト、持続可能な森林経営促進型プロジェクト及び植林プロジェクト)の性質を踏まえつつ、バウンダリの設定方法を明確にし、また、複数の森林所有者及び森林施業計画にまたがるプロジェクトの一括申請条件を定める。

### 1. プロジェクトのバウンダリ設定及び一括申請条件の設定にあたって検討すべき事項

森林管理プロジェクト申請においては、小規模の森林所有者がプロジェクトをとりまとめて申請することを可能とする措置が必要であるが、一括申請対象の森林において個別プロジェクトで申請される場合と同等の持続可能な森林経営を確保する必要がある。

また、個別にプロジェクト申請が可能な規模の対象地を一括して大規模なバンドリングが行われる場合、プロジェクト審査に過度の負担が生じるおそれがあるため、審査に要する負担に応じた費用を徴収する必要がある。

なお、これら申請を行うにあたっては、一括して申請する対象地が各森林所有者による主伐を恣意的に排除するようなものや当該対象地において森林施業計画に基づかない主伐が行われないようにする必要がある。

### 2. 各プロジェクト種類におけるバウンダリ設定及び一括申請条件

#### 2-1. 間伐促進型プロジェクト

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用・主伐が計画されていないことを条件とする。個々の森林所有者の所有森林が、森林施業計画の策定に必要な最低森林規模（30ha）に達しない場合、森林組合等が既存の森林施業計画を変更又は複数の小規模森林所有者を対象とした森林施業計画を新たに策定することにより、プロジェクトの申請が可能となる。

ただし、森林施業計画単位でのプロジェクト申請が困難な場合は、以下の追加的な制約条件を満たす場合に限り、森林施業計画の中から間伐対象地のみを抽出することを認めるものとする。

- ① プロジェクト申請にあたってはそれら森林施業計画全体の写しを提出すること
- ② プロジェクト参加者が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用が計画されておらず、間伐対象地以外の土地で主伐が計画されている場合は当該主伐後に適切な更新がなされることとされていること

- ③ モニタリング・検証にあたっては、当該森林施業計画全体の伐採届・造林届により、
- ②に違約して土地転用や植栽放棄・過度な主伐がなされていないことを確認すること
- ④ ③において土地転用・植栽放棄・過度な主伐がなされたことが確認された場合、以降のクレジット発行を認めないこととし、プロジェクト参加者が当該プロジェクトに起因するクレジットを保有していれば、事務局が強制的に無効化する。
- ⑤ プロジェクト参加者が所有する土地においてクレジット対象期間後に土地転用・植栽放棄・過度な主伐を行ったことが事務局によって確認された場合、「オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則別紙」に基づく措置をとる。

これらの条件を満たす森林施業計画（又は森林認証）単位でバンドリングする場合又は森林施業計画のうちの間伐対象地について複数の森林施業計画にわたってバンドリングする場合、バリデーションの作業量が増加するため、森林施業計画の数に応じてプロジェクト申請手数料を増額することとする。

## 2-2. 持続可能な森林経営促進型プロジェクト

プロジェクトの申請は、持続可能な森林経営を担保するため、また、主伐を行う林分を恣意的に排除するおそれがあるため、森林施業計画（又は森林認証）単位でクレジット発行対象期間内に土地転用が計画されていないことを条件とする。ただし、多数の森林施業計画がバンドリングされた場合、バリデーションの作業量が増加するため、森林施業計画の数に応じてプロジェクト申請手数料を増額することとする。

なお、持続可能な森林経営は、各森林経営主体の責任の下で実施することが基本であり、原則として、同一の森林管理者が関与しているものに限り、バンドリング可能であるものとする。

## 2-3. 植林プロジェクト

植林プロジェクトでは、一般的に一市町村内での植林では収益性が見込める程度の吸収量が期待できないため、広域的にバンドリングを行えるよう確保する必要があるが、一方で、多数の植林活動がバンドリングされた場合、バリデーションの作業量が増加するため、たとえば植林対象市町村の数に応じてプロジェクト申請手数料を増額することとする。